

災害の備えに
ヘルプカード・ヘルプマーク
と新潟県防災ナビ

市では、障



害のある人などが必要な支援を求められる「ヘルプカード」と、災害時の助け合いとして援助や配慮が必要であることを知らせるための「ヘルプマーク」を配布しています。

ヘルプカード・ヘルプマークの配布窓口は、福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）です。

ヘルプカードやヘルプマークをお持ちの人を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

また、災害時の避難に必要な情報を得られるツールとして、スマートフォン用の県公式アプリ「新潟県防災ナビ」があります。

福祉課（☎

025・5205695）



上越市若者奨学金返還支援助成金の登録申請

☎ 総合政策課（☎025-520-5626）

若者の大学などへの進学と卒業後の市内定住を後押しするため、奨学金の返還額の一部を支援します。

助成金の交付を希望する場合は、事前に登録申請が必要です。

令和8年度から新たに返還支援を希望する人は、7月1日☎～9月30日☎の間に登録申請を行ってください。

なお、すでに登録決定されている人は、新たに登録する必要はありません。



対象要件

以下のいずれにも該当する人

- ①市内に通算3年以上居住している人または居住していた人
- ②大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）または専修学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している人
- ③市内に住民登録があり、実際に居住していて、市内に定住する意思を有する人
- ④奨学金の返還を開始した年度の末日時点の年齢が満29歳以下で、かつ次の表に掲げる「卒業年齢」に応じた「交付年度の年齢」である人
 - ※「卒業年齢」…奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた大学などを卒業した年度の末日時点の年齢
 - ※「交付年度の年齢」…交付申請をしようとする年度の末日時点の年齢

卒業年齢	満23歳以下	満24歳	満25歳	満26歳	満27歳	満28歳
交付年度の年齢	満30歳以下	満31歳以下	満32歳以下	満33歳以下	満34歳以下	満35歳以下

※卒業年齢にかかわらず、登録申請は満30歳までに行う必要があります。

- ⑤市税を滞納していない人
- ⑥公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない人
- ⑦上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない人
- ⑧暴力団、暴力団員でない人（社会的に非難される関係も含む）

対象の奨学金

- ・地方公共団体、大学などが貸与する奨学金
- ・（独）日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・その他これに類する団体が貸与する奨学金
- ※有利子、無利子は問いません。教育ローンは対象外

助成金額

交付申請年度の前年度（令和8年度に助成金の交付を受ける場合は令和7年度）の奨学金返還額の3分の2。
※千円未満は切り捨て、上限20万円／年（累計100万円まで）
※利子、繰上返還、滞納繰越分も対象

助成対象期間

最長60カ月（5年間分）
※上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象

提出書類

- ・登録申請書 ※市ホームページからダウンロードできます。
- ・卒業（修了）証明書または卒業証書の写し
- ・奨学金の借入額が確認できる書類の写し（貸与機関が発行する各種証明書など）
- ・戸籍の附票の写し ※原本を提出

申請方法

登録申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、総合政策課へ持参または郵送で提出。
※持参の場合は、各総合事務所、南・北出張所の窓口でも提出可能です。